

卷之三

電氣通信省	久昌	山下知二郎	鈴木恭一
郵政局長	坂田	林一郎	前田安
郵務司長	永井	樺島三郎	前田安
施設局長	佐藤	玉置敬三	前田安
電気官運長官	大庭	小野平	前田安
通商政策局長	高野興作	足羽則之	前田安
通商大臣	高橋	鳥井惟喜	前田安
通商大臣	小川	前田安	前田安
通商大臣	今野源八郎	前田安	前田安
東京大學助教授	栗原	前田安	前田安
日本放送運動會役局長	日高	前田安	前田安
日本電氣通信工業聯合會長	波多野	前田安	前田安
宇都宮總經理	柳澤	前田安	前田安
宇都宮總經理	曾長	前田安	前田安
宇都宮總經理	波多野	前田安	前田安
宇都宮總經理	遂	前田安	前田安
宇都宮總經理	試	前田安	前田安
宇都宮總經理	全	前田安	前田安

是水能作雨無日不雨一以爲難者有之而能
電雷發聲者則亦無之是皆非人所知者也

政令第百七十六號

(二三、六、一)

電氣通信調整審議會令

内閣は、電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五號）

第四十六條の二第六項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一條 電氣通信調整審議會（以下「審議會」という。）は、電氣通信省設置法第九條第一項第十一號の二から第十一號の五までに掲げる事項を調査、審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を關係大臣に建議する。

(任期等)

第二條 學識経験のゆる者のうちから委嘱された委員の任期は、二年とし、その缺員が生じた場合の補缺委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(會長)

第三條 委員により會長として互選された者は、會務を總理する。

2 會長に選出がめるとときは、あらかじめ副會長として委員の互選した者がその職務を代理する。

(議事)

第四條 審議會の會議は、委員の過半數の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 審議會の會議の議事は、出席委員の過半數で決し、可否同数のときは會長の決するところによる。

(庶務)

第五條 審議會の庶務は、電氣通信省の大臣官房において處理する。

(雜則)

第六條 第四條に定めるものを除く外、議事の手續に關し必要な事項は會長が定める。

(附則)

この政令は、公布の日から施行する。

法律第二百四十五號

電氣通信省設置法
板碑

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。

一乃至十四略

十四の二 法令の定めるところに従い、政府、個人又は會社その他の團体の電氣通信施設の建設保存の計畫を調整し、承認し、許可し、及びその貢献を監督すること。

十四の三 法令の定めるところに従い、電氣通信機械の割當すること。

十四の四 法令の定めるところに従い、政府、個人又は會社その他の團体の電氣通信業務の運営の計畫を調整すること。

十四の五 法令の定めるところに従い、電氣通信施設並びに電氣通信

用の機器及び素材に關する統計、記録その他の資料を關係政府機關から提出させること。

十五以下略

第十九條 大臣は、大田、官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一乃至十一略

十一の二 政府は、個人又は會社その他の團体の電氣通信施設の建設保存の計畫を調査し、承認し、許可し及び計畫の實施を監督すること。

十一の三 電氣通信機械の割當すること。

十一の四 政府は、個人又は會社その他の團体の電氣通信施設及び電氣通信用の機器及び素材に關する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十六の六以下略

(電氣通信諮詢委員會)

第四十六條の二 電氣通信諮詢委員會 第九條第十一號の二から第十一號の五までに掲げる事務の圓滑な遂行を圖るためのは規定とする。

2 電氣通信大臣が第五條第十項第の二から第十四項の力までに掲げる権限を行使するには、電氣通信諮詢委員會の諮詢を経なければならない。

3 電氣通信諮詢委員會は前項に掲げるものの外、第一項の事項に關して議院各大臣に建議することができる。

4 電氣通信諮詢委員會は、委員十五人以内を以て組織する。委員は議院各廳の職員及び手敵絶縁ある者のうちから内閣總理大臣が委嘱する。

5 此の法律に定めるもの以外、電氣通信諮詢委員會に付し必要な事項は、政令で定める。